

臨時的任用職員・非常勤講師等の勤務条件・注意事項

【勤務条件】

※令和3年4月現在

【1】 臨時的任用職員について

＜給与等＞

職種	月額給与（例） ※教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当（教諭、養護教諭、実習助手のみ）を含む。いずれも学歴、職歴により初任給を決定します。	業務内容
教諭 養護教諭	大卒 約25万円～48万2千円 短大卒 約22万5千円～47万9千円 60歳以上（上限額） 約30万円	担任、少人数、TT等
学校栄養職員	大卒 約20万6千円～34万円 短大卒 約18万4千円～34万円 60歳以上（上限額） 約25万円	献立作成、栄養指導等
事務職員	大卒 約20万6千円～34万円 高卒 約17万1千円～34万円 60歳以上（上限額） 約25万円	庶務、経理、給与事務等
実習助手	短大卒 約22万1千円～39万円 60歳以上（上限額） 約26万5千円	司書等

＜諸手当＞

通勤手当、扶養手当（支給要件あり）、住居手当（支給要件あり）、児童手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当、退職手当
※正規職員に準じて支給（教諭・養護教諭、実習助手は超過勤務手当の支給はありません）
※退職手当について、任用期間が7箇月未満の場合は支給されません。

＜休暇＞

年次休暇、病気休暇、生理日休暇、服忌休暇等

＜社会保険等＞

公立学校共済組合に加入
雇用保険（任用期間が31日以上7箇月未満の場合）

＜勤務時間＞

正規職員と同等（1週につき38時間45分）

【2】 非常勤講師等について

＜諸手当＞

通勤手当相当分（上限：月55,000円）、期末手当（支給要件あり）
※それ以外（特殊勤務手当、住居手当、扶養手当等）は支給されません。

＜休暇＞

年次休暇（任用期間及び週あたりの勤務日数に応じて付与）等

＜社会保険等＞

協会管掌健康保険、厚生年金保険
※加入要件を満たした場合
※一部を除き社会保険等はありませんので、ご自身で各市町村が行っている国民健康保険等に加入していただくことになります。

雇用保険

※任用期間が31日以上かつ1週間の勤務時間が20時間以上の場合

<勤務形態>

① 共通

1日の勤務時間は7時間以内、1週間の勤務時間は29時間以内です。

② 教諭

- ・ 任用期間についてはそれぞれ異なります。
- ・ 初任者研修や病休等代替の非常勤講師は、本務者が辞職したり予定期間より前に復職したりすると、その時点で任用事由が消滅します。そのため、任用の継続を保障することはできません。
- ・ 長期休業中は授業が行われないため、原則勤務はありません。

種別	校種	職務内容	1週あたりの勤務時間	給与(報酬)	期間
初任者研修	全	研修中の初任者の代わりに授業を担当 ※初任者指導ではありません	10時間 (2日以内)	時給:2,548円	随時 ～ 翌年 3月
専科担当	小	特定の教科を担当 ※「家庭科と図工」等、複数を担当していただく場合もあります。	24時間	時給:2,548円	
免許外教科解消 (免外解消)	中	教科指導	18時間以内 (3日程度)	時給:2,548円	
特別支援	小・中 義務	個別支援級担当	6時間以内	時給:2,548円	
非常勤講師 (高等学校)	高	教科指導	29時間以内	時給:2,548円	
サポート	小・中 義務	TTによるサポート等(※)	29時間以内	時給:2,020円	随時(2週間～2箇月程度) ※更新の場合あり
病休等代替	全	病気や介護等で休む教員の代替として授業を担当	29時間以内	時給:2,548円	

※TT = チームティーチング。複数の教員が協力して授業を行う指導方法のことです。
ここではサポートする先生を募集しますので、中学・高校の教員免許状のみ所持されている方でも、小学校のサポート非常勤講師としてお勤めいただけます。

③ 養護教諭

- ・ 任用期間についてはそれぞれ異なります。
- ・ 初任者研修や病休等代替の非常勤講師は、本務者が辞職したり予定期間より前に復職したりすると、その時点で任用事由が消滅します。そのため、任用の継続を保障することはできません。
- ・ 長期休業中は、非常勤講師の勤務は原則ありません。

種別	校種	職務内容	1週あたりの勤務時間	給与(報酬)
病休等代替	全	病気や介護等で休む養護教諭の代替	29時間以内	時給:2,548円
初任者研修	全	センター研修(初任者分)及び校内研修(指導教員分)の代替	初任者分 : 20回 指導教員分 : 15回 (1回4時間程度)	時給:2,548円
保健室支援	小・中 義務・特	保健室登校や支援を必要とする児童生徒の対応	3日程度 (1回4時間程度)	時給:2,548円

④ 学校栄養職員

- ・ 任用期間についてはそれぞれ異なります。
- ・ 初任者研修や病休等代替の非常勤職員は、本務者が辞職したり予定期間より前に復職したりすると、その時点で任用事由が消滅します。そのため、任用の継続を保障することはできません。
- ・ 長期休業期間も、勤務があります。

種別	校種	職務内容	1週あたりの勤務時間	給与(報酬)
病休等代替	小・特	病気や介護等で休む 学校栄養職員の代替	29時間以内	時給：1,408円
栄養士 未配置校支援	小・特	栄養士未配置校における、 栄養指導・物資発注等	18時間以内	時給：1,408円

⑤ 事務職員

- ・ 病休等代替の非常勤職員は、本務者が辞職したり予定期間より前に復職したりすると、その時点で任用事由が消滅します。そのため、任用の継続を保障することはできません。
- ・ 長期休業中も、勤務があります。

種別	校種	職務内容	1週あたりの勤務時間	給与(報酬)
病休等代替	小・中 義務・特	病気や介護等で休む 事務職員の代替	29時間以内	時給：1,308円

⑥ その他

- ・ 職員室業務アシスタントの勤務条件及び募集状況等については、ホームページをご確認下さい。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/bosyusaiyou/hijokin/assistant.html>



職員室業務アシスタント
の募集について

【注意事項】

- 学校から臨時的任用職員・非常勤講師等の紹介の依頼があった場合、条件(通勤距離、勤務日数等)のあう登録者の方に、所管事務所から打診させていただきます。
- 引き受けてくださる場合、所管事務所より学校に、氏名・連絡先等を連絡します。その後、学校長と面接していただき、双方合意であれば任用が開始されます。
- 学校長面接時には、別紙「面接カード」を作成し、持参してください。
- 仕事を紹介できない場合もありますので、御了承ください。
- 臨時的任用職員・非常勤講師等の仕事は、本務者が辞職したり予定期間より前に復職したりすると、その時点で任用事由が消滅します。そのため、任用の継続を保障することはできません。
- 臨時的任用職員として任用される場合は、他に報酬を得る仕事等をする事は、原則としてできません。
- 平成21年4月から教員免許更新制度が実施されました。所有している教員普通免許状が有効である人が、教員の仕事を紹介できる対象です。ご自身の保有する教員免許状の修了確認期限をご確認ください。

- 臨時的任用職員及び非常勤講師等として任用される場合は、地方公務員、教育公務員としての身分を保持し、勤務することになります。したがって、公務員が職務遂行上又は公務員としての身分に伴って守るべき義務ないし規律（服務）があります。下記の服務規程を遵守し、ひとりの教育公務員として勤務することが求められます。臨時的任用職員・非常勤講師等ともに公務員としての自覚を持ち、職務にあたっていただくことに変わりありません。

《服務規程概要》

服 務	○職務上の義務 (公務員が勤務時間中に職務を遂行する上で守るべき義務)	服務の宣誓 (地方公務員法第31条)
		法令など及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条、地方教育行政法第43条2)
		職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)
	○身分上の義務 (職務の内外を問わず公務員がその身分を有することによって守るべき義務)	信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)
		秘密を守る義務 (地方公務員法第34条、同法第60条、62条、地方教育行政法第47条)
		政治的行為の制限 (地方公務員法第36条、教育公務員特例法18条、国家公務員法第102条)
争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条、同法第61条4、地方教育行政法第47条)		
	営利企業等の従事制限（臨時的任用職員のみ） (地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条、地方教育行政法第47条)	

- いずれの職種を紹介する際も、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項（下記参照）に該当しない人が対象となります。

〈地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項(抜粋)〉

<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 横浜市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に 成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体 を結成し、又はこれに加入した者 ・ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者 ・ 教員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
--

- 勤務校は横浜市内の市立小・中・義務教育・特別支援学校及び市立高等学校です。
- 時給、初任給等に変更される場合があります。
- 任用期間等により取扱いが異なる場合があります。
- 登録に際して市が収集する個人情報、任用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、任用者の個人情報は、人事情報として使用します。